

2019年6月29日

高校生保護者各位

暁星国際高等学校
事務室

授業料等の保護者負担軽減に関する各種制度のお知らせ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、円滑な学校運営につきまして、ご理解ご協力を賜り誠に有難うございます。

4月以降ご案内しておりました高等学校等就学支援金や、7月以降に申し込み開始となるその他の保護者負担軽減制度に関して、ご案内致します。保護者が各都道府県に直接申請する制度がありますので、ご確認の上、ご注意ください。

高等学校等就学支援金

(1年生) 4月申請分(4月～6月分)について、千葉県の審査が終了した方から順次通知を郵送しております。4月に申請していない方は、年度の途中でも申請可能です。

(2・3年生) 5月申請分(7月～翌年6月分)について、現在千葉県で審査中です。5月に申請していない方は、年度の途中でも申請可能です。

東京都授業料軽減制度・奨学給付金制度 ※7月31日(水)締切

東京都在住で、就学支援金辞退の連絡がない方に、先日、申請書類一式を送付しました。この制度は保護者が東京都に直接申請・受給する制度です。書類を受け取られていない方で申請ご希望の方は、恐れ入りますが事務室にご連絡ください。東京都私学財団のホームページでも書類をダウンロードすることができます。

各都道府県奨学給付金 ※別紙参照

非課税世帯を対象に、7月以降に申し込みが開始されます。

保護者が千葉県外在住の場合は、各都道府県に直接申請する必要があります。申請を希望する場合は各都道府県のホームページ等で詳細をご確認いただくか、事務室までお問合せください。都道府県により申請書類や申請期間が異なりますので、ご注意ください。なお、今年度は就学支援金申請で課税証明書等を学校で回収していないため、対象者が確認できず、事前に申請書類を配布しておりませんので、ご了承ください。

保護者が千葉県在住の場合は、学校を通じて申請をしますので、後日ご案内致します。